

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称等)

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、総務常任委員会、文教経済常任委員会及び健康福祉常任委員会の所管は、予算決算常任委員会の所管に属さない事項とする。

(1) 総務常任委員会(7人以内)

- ア 総務部の所管に関する事項
- イ 市長公室の所管に関する事項
- ウ 市民生活部の所管に関する事項
- エ 会計課の所管に関する事項
- オ 選挙管理委員会の所管に関する事項
- カ 監査委員の所管に関する事項
- キ 他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 文教経済常任委員会(7人以内)

- ア 産業振興部の所管に関する事項
- イ 都市建設部の所管に関する事項
- ウ 水道局の所管に関する事項
- エ 農業委員会の所管に関する事項
- オ 教育委員会の所管に関する事項

(3) 健康福祉常任委員会(7人以内)

- ア 健康福祉部の所管に関する事項
- イ こども部の所管に関する事項
- ウ 福祉事務所の所管に関する事項

(4) 予算決算常任委員会(19人以内)

- ア 予算に関する事項
- イ 決算に関する事項

2 議員は、二の常任委員となるものとし、そのうち一は、予算決算常任委員とする。ただし、議長は議会の同意を得て常任委員を辞任することができる。

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前60日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の日前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、10人とする。
(委員の選任)

第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議にはかつて指名する。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに会議にはかつて指名する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第3項の例による。
(委員長及び副委員長)

第9条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第10条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長との互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第11条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第13条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第14条 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長がこれを許可することができる。

(招集)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会方法の特例)

第15条の2 委員長は、災害等の発生、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由等、特に必要があると認めるときは、議長の許可を得て映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン会議システム」という。)を活用した会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表明の確保に十分留意するものとする。

2 前項の場合において、委員その他会議出席者は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(定足数)

第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第18条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第31条第1項の出席委員とする。

(表決)

第17条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱)

第19条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いしないで委員会にはかつて決める。

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、会議規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(議事妨害及び離席の禁止)

第23条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(公聴会開催の手續)

第24条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事件を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第25条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第26条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第27条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第28条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第29条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第30条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第27条(公述人の発言)、第28条(委員と公述人の質疑)及び第29条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第31条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は記名押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月2日から施行する。

(常任委員の定数に関する特例)

2 第2条に規定する常任委員会の委員の定数については、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員が常任委員に選任されるまでの間、同条第1号中「6人」とあるのは「9人」と、同条第2号及び第3号並びに第4号中「6人」とあるのは「8人」とする。

附 則(平成19年条例第16号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第23号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第3号及び第4号の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則(平成23年12月16日条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月19日条例第24号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号から第4号まで及び第4条第2項の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。

附 則(平成27年3月16日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。次項において「改正法」という。)の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の合志市特別職等の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正後の合志市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第4条の規定による改正後の合志市長等の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表第1の規定、第5条の規定による改正後の合志市教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の規定及び第6条の規定による改正後の合志市議会委員会条例第21条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の合志市特別職等の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定、第3条の規定による改正前の合志市特別職報酬等審議会条例第2条の規定、第4条の規定による改正前の合志市長等の給与及び旅費に関する条例第1条及び別表第1の規定、第5条の規定による改

正前の合志市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び第6条の規定による改正前の合志市議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成27年3月16日条例第14号)

この条例は、平成27年5月1日から施行する。

附 則(平成29年3月17日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年5月1日から施行する。

(合志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 合志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年合志市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年3月2日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第3号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年7月5日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月19日条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。